

あきる野市観光施設「秋川橋河川公園、第1水辺公園リバーサイドパークーの谷及び第4水辺公園秋川ふれあいランド」の指定管理者の候補者について

1 公の施設の名称

あきる野市観光施設「秋川橋河川公園、第1水辺公園リバーサイドパークーの谷及び第4水辺公園秋川ふれあいランド」

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者の候補者の概要

(1) 名称

一般社団法人あきる野市観光協会（以下「(一社)観光協会」という。）

(2) 住所

東京都あきる野市館谷台16番地

(3) 事業内容

「観光に関する調査研究」「観光に関する情報の収集及び刊行」「観光施設等の管理運営」「観光資源の保全及び開発」「観光に関するイベントの開催」「観光宣伝及び観光客の誘致」「特産品、土産品宣伝及び開発奨励」「東京都及びあきる野市の観光行政への協力」など

4 指定管理者の候補者の決定までの経過

平成28年

8月8日（月） 環境経済関係施設部会の開催（審査要領等の検討）

8月26日（金）～9月6日（火）

あきる野市指定管理者選定委員会委員への意見聴取（審査要領等）

9月7日（水） 指定管理者審査要領等の決定

9月12日（月） 指定申請書の提出期限

9月13日（火） あきる野市指定管理者選定委員会への諮問

9月27日（火） あきる野市指定管理者選定委員会（第22回）の開催

平成29年

1月23日（月） あきる野市指定管理者選定委員会（第23回）の開催

1月23日（月） あきる野市指定管理者選定委員会からの答申

1月26日（木） 指定管理者の候補者の決定

5 指定管理者の候補者の審査方法

候補者の審査は、あきる野市指定管理者選定委員会において提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に行った。

6 公募によらず（一社）観光協会を指定管理者の候補者とした理由

（一社）観光協会は、観光の振興、観光資源の保全等に積極的に取り組み、市と協働で観光まちづくりを推進し、本市の観光行政及び地域経済を支えている団体である。河川公園等の管理運営においては、前身のあきる野市観光協会当時から良好で安定した行政サービスの提供を行っており、その実績を踏まえ、今後も安定した事業効果が期待できる団体であるため、新たに指定管理者とするものである。

7 指定管理者選定委員会における審査の結果

評 価 項 目		評 価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について	5	2	0
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について	2	5	0
3	団体の経営方針について	5	2	0
4	施設の運営方針について	4	3	0
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について	2	5	0
6	施設の管理運営について	3	4	0
7	人員体制について	2	4	1
8	収支見込みについて	5	2	0
9	個人情報の保護対策及び情報公開について	2	5	0
10	苦情処理体制について	2	5	0
11	危機・安全管理体制について	4	2	1
12	地域や市内事業者、他施設等との連携について	6	1	0
13	環境への配慮について	4	2	1
14	法人の経営状況について	2	5	0
評 価 合 計		48	47	3

8 指定管理者の候補者の決定

あきる野市指定管理者選定委員会において、審査結果を基に審議した結果、あきる野市観光施設「秋川橋河川公園、第1水辺公園リバーサイドパークの谷及び第4水辺公園秋川ふれあいランド」の設置目的を効果的に達成することができると認められるため、「（一社）観光協会」を指定管理者の候補者とした。

あきる野市では、あきる野市指定管理者選定委員会の答申を受け、「（一社）観光協会」をあきる野市観光施設「秋川橋河川公園、第1水辺公園リバーサイドパークの谷及び第4水辺公園秋川ふれあいランド」の指定管理者の候補者に決定した。